

過疎地域における固定資産税の課税免除について

白鷹町は過疎地域に指定されていることから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用による固定資産税の課税免除を「白鷹町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」により定めております。

◇適用期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

◇要件

○産業振興促進区域：白鷹町全域

○青色申告をしている事業所または個人

○製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業のいずれかであること

※農林水産物等販売業とは、地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原材料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に、地域以外の者に販売することを目的とする事業

○要件判定に係る取得等の価格の合計が500万円～2000万円を超えるもの【製造業の場合、特別償却を受けられるもので、事業の用に供する建物とその附属設備、償却資産 生産能力を増加させるものの合計金額になります】

(1) 製造業又は旅館業（下宿営業を除く）＝500万円～2000万円を超えるもの。

・資本金の額等が5000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1000万円、
資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2000万円を超えるもの。

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業＝500万円を超えるもの。

<要件判定表>

区 分	個人	法人				課税免除 対 象 の有無
		製造業・旅館業			情報サービス・農 林水産物等販売業	
業 種	製造業・旅館業 情報サービス・ 農林水産物等 販売業	500万円 以下	500万円 ～1億円	1億円以上	制限無し	
資 本 金						
土 地	×	×	×	×	×	○
家 屋	○	○	○	○	○	○
構 築 物	○	○	○	○	○	×
機 械 及 び 装 置	○	○	○	○	○	○ (旅館業は×)
車 両 及 び 運 搬 具	○	○	○	○	○	×
工 具 器 具 及 び 備 品	○	○	○	○	○	×
	↓	↓	↓	↓	↓	
取得価格 要 件	500万円 以上	500万円 以上	1000万円 以上	2000万円 以上	500万円 以上	

※取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、

改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含みます。
※資本金の額が5,000万円超である法人は、新設・増設のみ(既存施設の取替又は更新のために生産設備等の増設をした場合で、それにより生産能力、処理能力がおおむね30%以上増加した部分については、新增設とみなします。)
※土地は取得価額の判定には含めません。土地のみの取得は要件に含まれません。

◇課税免除の対象・期間

○課税免除の対象

1. 家屋：建物及びその附属設備のうち、直接事業の用に供する部分。
2. 土地：上記の建物に係る土地で、令和3年4月1日以降に取得され、かつ、その取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限る。
 - ・土地取得日＝所有権移転した日(売買契約の日付)
 - ・建設着手日＝建物の基礎工事に着手した日(地質調査・測量は除く)
3. 償却資産：『機械及び装置』のうち、直接事業の用に供する部分。

※要件判定では工具なども該当になりますが、課税免除の対象にはなりません。

○課税免除の期間

- ・対象資産に係る固定資産税を課税すべき初年度から連続する3か年度分を課税免除。

◇申請について

○初年度

⇒事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで課税免除申請書と添付書類 別紙確認をご提出ください。

※確定申告の期限が3月15日までに到来しない場合には確定申告期限まで株主総会の開催等の事情で申告期限の延長特例を受けている場合は申請書の写しが必要となります。

○2・3年度目

⇒3月15日まで課税免除申請書のみご提出ください。

※事情により申告期限までに提出ができない場合は、下記担当までお問い合わせください。

白鷹町役場 税務出納課 資産税係

〒992 0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地

電話 0238 85 6133

FAX0238 85 2128